

第4章 施策の内容

■第4章の見方

第4章は、基本方針Ⅰ～Ⅳから展開される施策の内容及び、具体的な取り組み内容を記載しています。

4
質の高い教育を
みんなに

5
ジェンダー平等を
実現しよう

10
人々の平等を
なくそう

17
パートナーシップで
目標を達成しよう

施策と関連するSDGsをアイコンにて表示しています。

基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

基本方針の名称

現状

施策の名称

施策を取り巻く環境の変化やアンケート結果などから読み取れた、施策の現状を記述しています。

課題と取り組みの方向性

施策の現状を踏まえ、本市が行う具体的に取り組むべき課題や方向性を記述しています。

施策の具体的な内容

体系に示している施策の具体的な内容

施策の具体的な内容の説明

① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

事業の担当課等

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
1	市広報紙等による啓発	多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。	広報課 人権推進室
2	男女共同参画情報紙の発行	市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター
3	男女共同参画講座・講演会等の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。	男女共同参画センター
4	国や県と連携した啓発活動	「男女共同参画週間 ^{*1} 」等、国や県と連携した啓発活動を実施します。	男女共同参画センター

事業番号

事業の担当課等

主なる事業の内容

具体的な取り組み内容の記述

② 家庭・職場・地域における社会慣行の見直し促進

【新規】
第5次より新たに追加した事業

No.	主な事業	担当課等
5	【新規】男女共同参画に関する出前講座の開催	男女共同参画への理解を深めるため、出前講座を開催します。
6	男性向け講座の開催	講座等を活用して男女平等意識を啓発します。



基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

施策1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

現状

令和2年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、市民意識調査）において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が19.3%と、いまだに性別による役割分担の意識が色濃く残っています。

私たちの暮らしの中でも、社会制度や慣行には、性別による区別がなくても男性が優遇され、女性の参画が阻まれているものがあります。市民意識調査によると、男女の地位の平等感について「平等」との回答が一番多かったのは、「学校教育の場」の52.3%に対して、「地域や社会活動の場」では35.5%、「家庭生活」では27.1%、「慣習・しきたり等」では11.7%まで低下しています。

課題と取り組みの方向性

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに尊重し合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報・啓発活動を続けていきます。

また、男女共同参画の推進に関する調査結果等を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画推進事例の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

施策の具体的な内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種啓発活動を行います。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
1	市広報紙等による啓発	多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。	広報課 人権推進室
2	男女共同参画情報紙等の発行	市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター
3	男女共同参画講座・講演会等の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。	男女共同参画センター
4	国や県と連携した啓発活動	「男女共同参画週間 ^{*1} 」等、国や県と連携した啓発活動を実施します。	男女共同参画センター

② 家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進

現在の社会慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが残されていることから、家庭・職場・地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
5	【新規】 男女共同参画に関する出前講座の開催	男女共同参画への理解を深めるため、出前講座を開催します。	男女共同参画センター
6	男性向け講座の開催	講座等を活用して男女平等意識を啓発します。	男女共同参画センター

③ 男女共同参画に関する情報収集と提供

男女共同参画に関する先進的な取組事例や、国、県、近隣市町等の情報を収集し、市民や事業者へ提供します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
7	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識を把握するために市民意識調査を実施し、調査結果を公表します。	男女共同参画センター
8	ウェブサイト、リーフレット等による情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集・提供します。	男女共同参画センター 産業振興課
9	男女共同参画に関する情報提供の強化	情報コーナーにおける関連図書や映像資料の貸出や、国・県・近隣市町の関連資料等の情報収集と提供を行います。	男女共同参画センター

^{*1} 男女共同参画週間

日本で男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられた週間。

2000年12月26日に男女共同参画推進御本部により毎年6月23日から6月29日までの1週間と決定されました。

施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状

市民意識調査では、「男女共同参画社会をめざすために必要な取組」について、「子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること」という回答が40.9%と2番目に多く上げられ、子供の頃からの男女平等教育が求められています。

男女共同参画についての士気を高めていくうえで、教育・学習の果たす役割は極めて大きく、男女共同参画をはじめとする人権尊重の意識を身に付け、より理解を促進していくためには、次代を担う子供たちへの教育が欠かせないことから、子供の頃から男女共同参画の意識をはぐくむ家庭教育が大きな役割を果たしています。

課題と取り組みの方向性

固定概念に基づいて語られる「男性は・・・」、「女性は・・・」で始まる「あるべき」論の直しは、男女共同参画社会の実現を図るうえで、重要な課題です。

そのためには、教育の果たす役割がきわめて重要になっており、家庭・学校・地域社会等の様々な場において、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められます。

児童生徒が男女共同参画への理解を深めていくうえで、指導者に対する男女共同参画の視点に立った教育等を継続して推進するとともに、一人一人の個性や能力に応じ将来の進路選択ができるよう、子供の頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消を図ります。

さらに、地域社会における場外学習の取り組みの中で、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の理解や意識をはぐくむことも重要であるため、学校、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達の段階に応じた男女共同参画・男女平等の意識の浸透を図ります。

施策の具体的な内容

① 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実

家庭に向けて男女共同参画の意識啓発を努めるとともに、学校教育における男女平等教育や、主体的に将来の進路選択ができるための教育を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
10	家庭教育学級の実施	家庭での固定的な性別役割分担意識の解消を図るために啓発活動や家庭教育学級等を開催します。	社会教育課
11	学校教育における男女平等教育の強化	男女平等の理念を推進する教育を実施するとともに、性別にとらわれず個性、適性に応じて、主体的に進路選択が可能となる発達の段階に応じたキャリア教育 ^{*1} を実施します。	教育指導課
12	男女混合名簿の導入促進	男女平等の観点から男女混合名簿の導入促進を図ります。	教育指導課

② 教育関係者の意識啓発の推進と充実

教育現場における男女差別や不必要な男女区別は、無意識のうちに子供たちに性差意識を持たせることとなります。男女平等に関する教職員の研修参加及び男女共同参画の視点を取り入れた教育と事業を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
13	教職員の研修会への参加	教職員を対象とした県が開催する研修会へ参加し、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	教育指導課
14	人権尊重、男女共同参画の視点に立った教材や指導資料等の活用	人権尊重を基盤とした男女平等感の形成に資する教材や指導資料等の活用を図り、各校の実態に応じた指導の工夫・改善を実施します。	教育指導課

③ 生涯学習における男女平等教育の推進と充実

学習と交流の機会を提供する生涯学習の振興に努め、男女共同参画意識の形成を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
15	人権に関する研修・講座の開催	市民を対象とした生涯学習の場において人権教育、男女平等教育を推進します。	社会教育課 富士見集会所 公民館 人権推進室

^{*1} キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育です。

施策3 多様性の理解促進、人権の尊重

現状

市民意識調査では、性的少数者の方への理解や配慮すべきことについて、「法改正やパートナーシップ制度、福利厚生など社会制度の見直し」という回答が54.5%と一番多くあげられています。

LGBTQ^{※1}等の性的少数者に関する認知度は少しずつ広がりを見せていますが、LGBTQ 等の方たちの中には差別や偏見を恐れて、本当の自分を周りに言えないまま過ごしている方もいます。

課題と取り組みの方向性

誰もが一人の人間として尊重され、性の違いによる差別を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会を得られるなど、それぞれの持つ特性を理解し、尊重し合うことが大切です。

普段の生活の中で、何気なく見かける映像や広告などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）につながる表現が含まれていることがあります。教育現場やメディアにおいて、言葉や視覚・聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女共同参画に配慮した表現を推進し、固定的な性別役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現等に十分留意するよう、研修や啓発に取り組みます。

また、メディア情報の背景にある価値観、意図を批判的に分析、評価する能力（メディア・リテラシー^{※2}）を向上させ、女性軽視につながる表現に対して「気づく」能力を養成していきます。

さらに、多様な性についての理解を深めるための情報提供や相談体制、教育を充実していきます。

※1 LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

女性同性愛者（レスビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者（トランスジェンダー、Transgender）、自分自身の性を決められない・わからない・決めていない（クエア/クエスチョニング、Queer/Questioning）人々を意味する頭字語です。

※2 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を指します。具体的には、テレビ・新聞等のマスメディアや、インターネット等の新しい情報メディアが、どのように意味を構成しているのかを理解し、その情報をただ表面的に受け止めるのではなく、それを主体的・批判的に分析して読み解く力、またこれらのメディアによって、コミュニケーションを創り出す力を指します。

施策の具体的な内容

① 性的少数者（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重

性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
16	性的少数者（LGBTQ等）に関する啓発	多様な性についての理解促進のため、研修や講座等での啓発活動や、市広報紙やウェブサイト等での周知を行います。また、パートナーシップ宣誓制度 ^{*1} の周知を行います。	人権推進室 社会教育課 市民相談課
17	多様な性についての教育の推進	児童生徒の発達に段階に応じて、多様な性について適切な指導を行えるため、教職員に関係機関からの情報や資料を提供します。	教育指導課
18	相談体制の充実	人権相談事業について、国の相談窓口と連携し、対応の充実を図ります。	市民相談室

② メディアにおける人権の尊重

メディア・リテラシーの向上を図るため、学校教育の推進及び児童生徒、保護者等に学習機会の提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った公的刊行物の作成・発行を促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
19	情報モラルに関する学習会の実施	児童生徒、保護者等を対象にテレビやラジオ、雑誌、インターネット等のメディア上に発信した情報に対する責任、情報の安全な利用などの情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できる力がつくよう、学校教育等を通じて充実を図ります。	教育指導課
20	市職員への国や県のガイドラインの周知と活用の促進	男女共同参画の視点から公的刊行物や広報紙等の作成・発行において、表現に留意するように促します。	男女共同参画センター

^{*1} パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、狭山市は宣誓証明書と宣誓証明カードを交付する制度です。

施策4 国際化に対応した男女共同参画の促進

現状

我が国における男女共同参画の取り組みは、国際的な動きとともに進められてきました。世界の女性の地位向上に向けた取り組みや、世界の女性が抱えている様々な問題など、国際的課題の情報収集・提供が不可欠です。

また、本市の外国人市民の人口は年々増加しており、2,000人以上の外国人市民が暮らしています。

課題と取り組みの方向性

グローバル化が進展する中で、人種・国籍などの外見的な違いだけでなく、それぞれの文化や価値観、生活習慣について理解し尊重することが重要です。

近年、外国人労働者や留学生等の増加により、様々な場面で外国人と接する機会が増えています。外国籍の方や外国にルーツを持つ人々が、共に安心して暮らせる地域社会づくりを考えると、市民一人一人が国籍、性別、民族を問わず人権を尊重し、外国人市民を地域社会の一員として受け入れることが大切です。市全体で交流の機会や情報提供、学習機会の充実を図り、国際的視野に立った男女共同参画を促進します。

また、外国籍の方のニーズや行政支援等に対応できる相談体制を整え、安心して暮らせる環境づくりを行っていきます。

施策の具体的な内容

① 国際理解のための情報収集と提供

男女共同参画社会の形成のため、国際的動向についての情報の収集と提供に努めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
21	情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の情報を収集・提供します。	男女共同参画センター

② 外国人市民への支援体制の充実

外国人市民が安心して暮らせるよう、市民活動団体への支援を通じて、サポート体制の強化を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
22	多言語による情報提供	関係機関と連携し、外国語による生活情報を提供します。	自治文化課
23	国際交流協会への支援	狭山市国際交流協会への支援体制を強化し、日本語教室など幅広い国際交流活動の実施を推進します。	自治文化課
24	外国人相談支援事業	市と狭山市国際交流協会との協働事業として、支援を求めて来庁された外国の方に対応します。	自治文化課

③ 国際理解のための教育と地域活動の促進

国際化に向けた学校教育における教育内容の充実や、市民の国際理解を深める交流の場を提供します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
25	国際理解教育の充実	小・中学校の英語教育を推進するなかで、外国の文化に対する理解を尊重し育成する教育を推進します。	教育センター
26	国際交流活動への支援	様々な国や地域の文化について知る機会を提供し、国際理解と国際交流の推進を図ります。	自治文化課

市民や事業者に向けた期待する行動

市民

- 公民館等で開催する男女共同参画に関する講座に参加しましょう。
- 「男だから、女だから」という考え方にとらわれず、自分らしさを大切に「自分らしく」生きましょう。
- ポスター等に性別によって役割を固定したイラスト等がないか周りの人と話し合ってみましょう。
- 自分にできるところから国際交流を実践し、外国の文化等について理解を深めましょう。

事業者

- 職場では男女の固定的な役割分担がないか見直してみましょう。



基本方針Ⅱ

あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備

【狭山市女性活躍推進計画】

施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

現状

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置に向けた取り組みが進められています。また、令和3年6月には育児・介護休業法が改正し、男性の育児休業取得促進に向けた整備が進められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている割合は、「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせて63.3%と前回調査と比較して向上していますが、「言葉も内容も知っている」という回答は約3割にとどまっています。

また、生活の中での優先度については、理想では「仕事・家庭生活とプライベート（個人的）な時間を両立」を優先したい回答が40.8%と一番多いのに対し、現実では「仕事を優先」の回答が多くなっています。

課題と取り組みの方向性

近年の人口減少、特に生産年齢人口の減少を背景とする中で、個人、企業など社会全体が発展していくために、長時間労働を前提とした従来の働き方や、労働生産性の向上など働き方改革を進めるよう働きかけていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化したライフスタイルに合わせ、男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促すとともに、男性が家事・育児・介護に参画しやすい環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるよう施策に取り組んでいきます。

施策の具体的な内容

① ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを市民等に周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得を働きかけます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
27	ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	仕事と家庭生活、地域活動の調和が図られ、充実した生活を実現するため、市広報紙やパンフレット等にて広報・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課
28	企業への情報提供	ワーク・ライフ・バランスについて市内事業者へ企業訪問時にチラシによる情報提供と啓発を行います。	産業振興課

② 多様なライフスタイルに対応した環境づくり

子育てや介護等と仕事や地域活動等が両立できるよう、待機児童ゼロに向けた保育サービス・子育て支援サービスの充実や、介護等の支援の充実を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
29	育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が共に子育てや介護を協力して行い、仕事と両立ができるよう企業に対して制度等の啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課 職員課
30	学童保育室の充実	放課後や夏休みなど学校休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや育成を行い、仕事と子育ての両立を図ります。	青少年課
31	【新規】 一時預かり事業	一時的に保育が必要な場合に預けられる環境を提供し、子育て家庭を支援します。	学務課 保育幼稚園課 総合子育て支援センター
32	待機児童の解消	保育が必要な家庭への子育て支援の充実のため、保育園・学童保育の待機児童解消に向けた取り組みを行います。	保育幼稚園課 青少年課
33	子育て家庭への支援の充実	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し、子育て家庭に対し各種制度の案内や情報提供を行います。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター

施策2 働く場における男女共同参画の促進

現状

近年、働いている又は働きたいと希望する女性は年々増加しており、働く女性への期待が高まっています。そうした中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、市町村においても推進計画の策定が努力義務とされました。

市民意識調査では、男女の地位の平等感（職場）について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答が51.9%あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。

管理職等における女性の割合も徐々に増えていますがいまだ低水準であり、男女間の平均賃金には依然として開きがある等、女性の能力の発揮は十分とは言えないのが現状です。これらの要因としては、男女が共に、固定的な性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心の企業意識・慣行がいまだ根強く残っていることが考えられます。

課題と取り組みの方向性

働くことの意義は、経済的な自立を推進するだけではなく、自己実現や社会貢献の手段にもなります。女性があらゆる分野にて能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進と、女性自身がエンパワーメントを高められるよう意識づくりを行う必要があります。

個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、男女間の格差をなくし、公平な対応が受けられ、働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、一旦休職や退職した後も希望に応じた働き方ができるような支援や職場環境の改善など積極的な取り組みが不可欠です。

引き続き企業に対し、働く場における男女共同参画を推進するため、男女の均等な雇用の機会と平等な待遇確保を図るための働きかけを行っていきます。

施策の具体的な内容

① 男女の雇用機会における平等の促進

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が図られる等、県と連携して企業等への啓発を推進するとともに、労働に関する相談事業を周知します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
34	男女雇用機会均等法など労働に関する法律の周知	「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」における主に女性に関する分野について、啓発や情報コーナー等を活用した情報提供を行います。	産業振興課 男女共同参画センター
35	労働相談窓口の周知	労働環境の改善を図るため、労働条件や労働に関する相談窓口の周知を行います。	産業振興課

② 女性が能力を発揮できる環境づくり

新たに資格や技術を取得し、スキルアップを図るための講座情報を提供する等、女性の能力開発・向上を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
36	各種技術取得講座情報の周知	資格や技術取得に関する情報を収集・提供します。	産業振興課
37	講座、講演会等へ参加しやすい環境づくり	スキルアップ等の講座・講演会の参加がしやすいよう保育付きの事業の推進を図ります。	男女共同参画センター 公民館

③ 多様な働き方への支援

個人の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、フレックスタイム制度^{*1}や在宅勤務制度等、多様な就業形態での就労を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
38	多様な就労形態の普及	フレックスタイム制度や在宅勤務など仕事と家庭生活が両立しやすい多様な働き方を普及させるため、情報コーナー等の活用やチラシ配布など啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

^{*1} フレックスタイム制度

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決定して働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

④ 家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

家族や従事者での共同体制が必要となる農業者や小規模事業所に対して、男女共同参画の意識啓発の推進を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
39	家族経営協定 ^{*1} の促進	男女が意欲とやりがいをもって対等に経営等に参画できるように、家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
40	商工会議所との連携強化	家族経営や小規模事業所等に従事する女性の就労環境の改善に向けた啓発・情報提供を行います。	産業振興課 商業観光課

^{*1} 家族経営協定

農業等の家族従事者が、意欲と生きがいを持って取り組める状況を作り出すために、経営目標、役割分担、就業条件、一般生活等について話し合い、文書で取り決めをすることです。

施策3 家庭、地域社会における男女共同参画の促進

現状

男女が共にいきいきと働くことができるよう、家庭生活においても育児や介護などについて家族としての役割を果たしながら、協力して生活を営むことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

市民意識調査では、家庭生活や子育ての主な担当者について「(主に)女性」と回答した割合が、「家事(炊事・洗濯・掃除等)」は63.5%、「子育て(子どもの世話、しつけ、教育等)」は38.4%という回答となっており、家事や育児が主に女性の役割となっている現状が浮き彫りとなっています。

近年は、家事・子育て・介護を協力して行っている家庭も多く見られますが、家庭における男女共同参画において、いまだに根強く女性が主として担っている現状があります。男性の参画を促し、家庭における女性の負担を軽減するためにも、公的なサービス等の利用促進も含めた支援体制づくりが求められています。

課題と取り組みの方向性

家庭生活における男女共同参画の推進には、男性の参画が重要であるため、男性を対象とした講座やイベントを開催し、意識啓発を行います。

また、育児に関しては、一時保育等の保育サービスや、ファミリー・サポート・センター事業^{*1}があり、育児相談や育児指導、学習機会の提供、交流事業等幅広く実施しており、今後も事業の拡充を図っていきます。

介護の問題については、介護が必要になっても安心して生活できるよう、「狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」による相談支援体制と支えあい活動の充実を図ります。

地域社会においては、男性が中心となっている現状があることから、女性も参加しやすい雰囲気や時間帯の設定を行うなど、男女が共に地域社会に参加しやすい環境づくりを促進し、男女が地域活動の中でそれぞれの力を発揮し、地域活動を活性化して地域力を高め各種施策を推進していくことが必要です。

^{*1} ファミリー・サポート・センター事業

サービスを依頼する預ける会員とサービスを提供する預かる会員による会員制。内容は、預かる会員による一時保育、保育所等への送迎で、利用できる事由として冠婚葬祭、学校行事、家族の病気等です。

施策の具体的な内容

① 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直すための講座の開催や意識啓発を行います。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
41	子供向けの男女共同参画情報の提供	子供の頃から男女共同参画への理解を促進します。	男女共同参画センター
42	子育て講座の開催	親子や親同士が楽しめる機会を提供し、子育てに関する学習や情報提供を行い、子育ての悩みや不安の解消を図ります。	男女共同参画センター 総合子育て支援センター
43	両親学級の開催	赤ちゃんを迎えるお母さんとお父さんを対象に、子育てについて学ぶための教室を開催します。	保健センター
44	父親参加型イベントの開催	男性の家庭への参画を促進するための機会や、父親と子供のふれあいの機会を提供し、家事や育児の楽しさを伝えます。	児童館 総合子育て支援センター 保育幼稚園課

② 地域社会における男女共同参画の促進

地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
45	【新規】 地域福祉の推進	世代間交流事業の実施など、地域のつながりを通して地域福祉を推進します。	高齢者支援課 介護保険課 福祉政策課 こども支援課
46	子育てグループの活動支援の 拡充	子育てグループの活動を支援し、地域で子育てを支える環境を促進します。	総合子育て支援センター
47	ファミリー・サポート・セン ター事業の充実	子育ての手助けが必要な方（預ける会員）と子育ての手助けができる方（預かる会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを行います。	こども支援課

施策4 政策立案及び方針決定への男女共同参画の推進

現状

本市においても、「市議会の女性議員数」や「審議会等の女性委員数」は、ほぼ横ばいとなっており、市職員においても女性管理職は少なく、職種や所属により男女の構成比が偏っている場合があります。国が掲げる「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標達成に向けて、職員の能力の活用といった、職員の任用や研修、管理職を見据えた女性職員に対する意識啓発など、様々な角度からの取り組みが求められています。

また、市民意識調査では、政策決定への女性参画促進に必要なことについて「男性中心の社会通念、慣習をなくす」という回答が64.0%と一番多く、男性優位と感じている人が多い現状です。

課題と取り組みの方向性

男女共同参画社会を形成し、活力ある社会を構築するためには、多様な視点や、新たな発想を取り入れる等の観点から、あらゆる分野で女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れる必要があり、女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していける意識づくりを推進します。

また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、まず、市自らが率先して取り組んで行くことが必要です。

これまで政策・方針決定過程への参画が少なかった女性たちが、社会のあらゆる分野に進出するために、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みは、少しずつ変化してきているものの、いまだ十分な状況にありません。

今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続けていき、女性自身がさらに実力をつけていくこと（女性のエンパワーメント）、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めます。

施策の具体的な内容

① 審議会等への女性の登用の推進

市が設置する審議会等へ、多様な意見が反映されるように女性の登用を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
48	審議会等への女性委員の登用の推進	関係各課への「狭山市審議会等の委員の選任基準等に関する要綱」の周知等を行い、女性の登用率の向上や女性委員がない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	総務課 関係課

② 女性人材の発掘・育成

女性が政策立案や方針決定の場に参画し、能力が発揮できるよう、学習機会の提供や人材育成に努めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
49	「女性人材リスト」の活用	「狭山市女性人材リスト」を作成し、審議会等の委員や事業推進時の女性人材の人選資料として、市広報紙、ウェブサイト等による女性人材リストの登録者募集を図ります。	男女共同参画センター
50	「女性リーダー養成講座」の開催	女性が目指すリーダー像を描き、女性リーダーとしての立場と役割について理解を深め、リーダーや管理職に挑むことができる女性の育成を目指します。	男女共同参画センター

③ 職員の意識改革及び職場環境の整備

市職員に向けた男女共同参画に対する意識改革を推進するとともに、働きやすい環境を整備します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
51	「男女共同参画セミナー」の開催	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図り、男女共同参画の理解を深め意識改革を図ります。	男女共同参画センター 職員課
52	女性職員の管理職登用の推進	女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に関する周知・公表を行い、管理職への女性の登用の推進を図ります。	職員課
53	ハラスメント防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等に関して、相談体制の充実を図るため、相談員を任命します。また、相談員の研修会を行いハラスメント防止に努めます。	職員課

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- 就業を希望している人は、情報収集や準備講座への参加等、積極的に自分の可能性を試してみましょう。
- 育児・介護サービスを利用して、家庭や地域で助け合きましょう。
- 性別にかかわらず家庭生活に必要な知識や技術を身につけ、協力して家事、育児等に取り組みましょう。

事業者

- 女性従業員等の職域拡大や就業能力の向上のために必要な情報提供を行い、相談、研修を受けられる機会の充実を図りましょう。
- 育児・介護・学校行事、さらに地域活動のための休暇が、性別にかかわらず取りやすい職場づくりに努めましょう。
- 従業員の健康づくりに力をいれるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。



基本方針Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築

施策1 男女の生涯にわたる健康支援

現状

男性と女性にはそれぞれの特性がありますが、特に女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。なかでも、妊娠・出産は大きな節目でもあることから、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮することが求められています。

本市では、生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療の促進のため、各種検診やがん検診の受診を促していますが、本市における受診率は低い状況となっています。

課題と取り組みの方向性

男女が互いの身体的性差に関して正しい知識と理解を持ち、妊娠・出産などにおいては、お互いがより良い協力関係を保ち、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重されるような教育指導を行っていきます。

また、男女がライフステージ^{※2}に応じて、自らの心と体の健康管理や健康づくり等ができるよう、生涯を通じた健康支援の充実を図ります。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。

リプロダクティブ・ライツは、国内法・国際法及び国連での合意に基づいた人権の一つで、全てのカップルと個人が、自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。

※2 ライフステージ

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいいます。

施策の具体的な内容

① 健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進

男女が共に生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう、各種検診の実施や、健康づくり意識の普及啓発を進めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
54	母子保健事業の実施	妊娠・出産・子育てに関する知識や子育て支援サービス等の情報提供や相談など各種事業を通じ、実施します。	保健センター
55	各種検診の実施	健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症検診等の周知に努め、検診受診を促し、健康管理を促進します。	保健センター
56	健康に関する講座の開催	健康づくり講座や健康教室・健康相談等を実施し、生活習慣病予防や健康づくりに関する正しい知識や情報を提供します。	介護保険課 健康づくり支援課 保健センター 公民館
57	介護予防事業の充実	運動器の向上や認知症対策等、介護が必要になる状態を予防し、高齢者が活動的な生活を営めるよう事業の充実を図ります。	介護保険課

② 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性の多様性への理解と正しい知識の普及啓発を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
58	生命の尊さについての教育の実施	道徳、保健体育の授業等で児童生徒の発達に段階に応じ、性や生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ等について、道徳教育等を実施します。	教育指導課
59	学校保健委員会の開催	家庭や関係機関と学校との連携を図り、思春期保健対策を充実します。	教育指導課

施策2 地域・社会活動における男女共同参画の促進

現状

少子・高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯が増加するなか、福祉、教育、安全、環境など地域の課題は複雑化しており、住民が協力して問題解決に取り組む地域づくりが求められています。

市民意識調査では、どのような地域活動・社会活動をしているかについて、「特にしていない」と回答した割合が50.0%であり、前回調査時の50.7%より減少しています。

課題と取り組みの方向性

複雑化する地域のニーズに取り組むためには、多様な人材の確保が必要であり、一人一人が持つ知識や経験を発揮することが重要です。地域社会における男女共同参画を推進するためには、男性の仕事優先の意識やライフスタイルを見直すこと等により、地域活動の参画を増やす必要があります。

地域活動をより積極的なものにしていくためには、参加する意義や重要性について周知意識啓発を行うとともに、誰もが生きがいをもって地域活動等へ参画できる体制づくりが必要です。性別や年齢にかかわらず誰もが地域・社会活動に参画する意識づくりを男女共同参画の視点から啓発します。

また、高齢者や障害者、ひとり親等の様々な困難を抱える人々が、問題・課題の解決に向けて安心して相談できる支援体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしているため、一人一人の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取り組みを進めるとともに、生活上の困難に寄り添った支援を行います。

施策の具体的な内容

① 協働のまちづくりの推進

豊かで活力のある地域づくりを促進するためには、男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが重要です。地域活動が活発に行われるよう、協働のまちづくり条例の推進を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
60	「狭山市協働のまちづくり条例」の周知	狭山市協働のまちづくり条例の推進を図り、自治会やNPOなどの団体による様々な分野での取り組みを支援します。	自治文化課
61	「さやま市民大学」の実施	活力ある地域社会の実現とまちづくり活動を担う人材の育成を目的として、幅広い世代に講座を行います。	自治文化課
62	自治会における情報収集と啓発	地域活動での男女共同参画の意識啓発を図ります。	自治文化課

② 地域・社会活動団体への支援

男女が共に、地域づくりや地域活動に参画するために、活動の活性化を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
63	各団体の活動と交流の支援	地域における活動団体への活動支援の充実を図ります。	自治文化課 地区センター 地域交流センター
64	情報収集と相談体制の整備	市民活動団体の法人化に向けた情報提供と相談体制を推進します。	自治文化課

③ 世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進

男女が共に地域活動に関心を持ち、参画促進が図れるよう、青少年期、壮年期、高齢期等の各世代に働きかけます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
65	青少年期の地域活動への参加促進	青少年を対象とした事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	青少年課
66	壮年期の地域活動への参加促進	壮年期に性別を問わず、地域で参加できる事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	地区センター 地域交流センター 社会教育課 公民館
67	高齢期の地域活動への参加促進	高齢者対象事業やレクリエーション事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	高齢者支援課 公民館
68	「狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の推進	各種サービスや相談事業等の情報を提供とサービスの充実を図ります。	高齢者支援課 介護保険課
69	シルバー人材センターへの支援	高齢者の豊かな経験・技術等を活かし、就業等を通じて地域社会の活性化につながるよう支援します。	高齢者支援課

④ 困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

単身の高齢女性や母子世帯の中で、特に、生活上の困難を抱えている人に対して、地域で安心して生活できるように自立支援・経済支援を実施します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
70	トータルサポート体制の推進	様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援するトータルサポート体制を推進します。	福祉政策課
71	生活困窮者自立支援制度の推進	経済的困窮など日常生活に困窮さを抱える世帯に、生活保護に至る前の相談支援を推進します。	福祉政策課
72	地域包括支援センター機能の推進	介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支えるため、相談事業や地域の見守り体制の充実を図ります。	福祉政策課 介護保険課
73	【新規】 障害者基幹相談支援センターの推進	障害のある方の相談支援を実施し、能力や意欲を發揮して社会に参画し生活できるよう支援します。	障がい者福祉課
74	【新規】 母子・父子自立支援員による相談・支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対する職業能力の向上や就職活動など、母子・父子世帯の自立を支援します。	こども支援課

施策3 防災における男女共同参画の促進

現状

過去の災害対応時において、地域における共助の大切さが改めて認識され、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています。

東日本大震災や熊本地震を含む災害時の避難所の運営方針においては、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されない、女性の視点に立った避難所運営が不十分であることが浮き彫りとなりました。

地域には、年齢や性別、乳幼児や妊産婦、障害者、アレルギーの有無など、様々な事情の方がおり、必要とする対策や支援は異なってきます。

課題と取り組みの方向性

災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いを考慮しつつ、防災対策を推進することが必要です。

地域防災計画を策定する際や、防災会議等に女性の参加を推進し、女性の意見が反映しやすい環境づくりを行います。

また、過去の災害対応の経験と教訓から、防災・復興においては女性の参画とリーダーシップは不可欠です。そのため、女性消防団員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成の充実と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

施策の具体的な内容

① 地域の防災分野における男女共同参画の推進

地域の防災分野における男女のニーズの違いや女性への配慮等、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
75	防災会議等への女性の参画	市の防災力向上のため、女性の登用を推進し女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。	危機管理課
76	男女共同参画の視点に立った災害時の対応	地域防災計画等に基づき、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。	危機管理課
77	女性リーダーの育成	女性の防災リーダーを育成し、地域における防災対策への女性の参画を促進します。	危機管理課
78	女性消防団員の入団促進	女性消防団員の入団を促進し、防災分野の女性参画を促進します。	危機管理課

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- 自治会やPTA、職場等、意思決定の場に積極的に参画しましょう。
- 一人一人が身近なところからできることに取り組み、地域活動の輪を広げましょう。

事業者

- 地域、社会活動に参加しやすい環境を整えましょう。



基本方針Ⅳ

男女間のあらゆる暴力の根絶

【狭山市DV防止基本計画】

施策1 男女間のあらゆる暴力を許さない意識の醸成と体制づくり

現状

暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。男女を問わず決して許されるものではなく、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題です。

特に、デートDV^{※1}を含むDV、セクハラ、ストーカーの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化してしまう場合も少なくありません。

暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」、相手の嫌がることを言うなどの「精神的暴力」、外出や友達付き合いの制限や過剰な嫉妬などの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を要求するなどの「性的暴力」、子供に暴力を見せるなどの「子供を巻き込んだ暴力」も含まれます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどからDVの増加と同時に児童虐待が発生していたり、面前DV^{※2}が問題とされています。

課題と取り組みの方向性

暴力は犯罪であり、人権侵害である認識を持ち、あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指し、冊子・パンフレット等の資料配布をとおして暴力や各種ハラスメント^{※3}に対する意識啓発を行います。

また、DVが子供に与える影響は大きく、児童虐待防止の観点からもDVの根絶は喫緊の課題です。子供や若年層が、正しい知識と理解を深めるため、家庭・地域・学校において学習機会と情報提供を行います。

※1 デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者は除く）による心とからだへの暴力のことです。

※2 面前DV

子供の目の前で配偶者や家族に暴力をふるうことをいい、子供への心理的虐待にあたります。暴力の現場の緊張感や恐怖が子供に伝わり、子供のトラウマ（心的外傷）となってしまうケースもあります。

※3 各種ハラスメント

ハラスメントは30種類程度あり、代表的なハラスメントとして、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどがあります。

 暴力の形態

< 身体的暴力 >

殴る・蹴る・たたく、髪をひっぱる、物をなげつける、首を絞める、突き飛ばす
刃物などの凶器をからだにつきつける

< 精神的暴力 >

大声でどなる、無視する、人格を否定する、大切なものを壊す・捨てる
「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う

< 社会的暴力 >

家族や友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする、自由に外出させない
どこにいるか・何をしているのかチェックする

< 経済的暴力 >

生活費を渡さない、家計管理を独占し一切知らせず手をつけさせない
働きに出ることを禁止したり仕事を辞めさせたりする、借金を強要する

< 性的暴力 >

嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する
無理にポルノビデオや雑誌を見せる

< 子供を巻き込んだ暴力 >

子供の前で暴力をふるう・非難・中傷する、自分の言いたいことを子供に言わせる
子供に危害を加えると言って脅す



 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

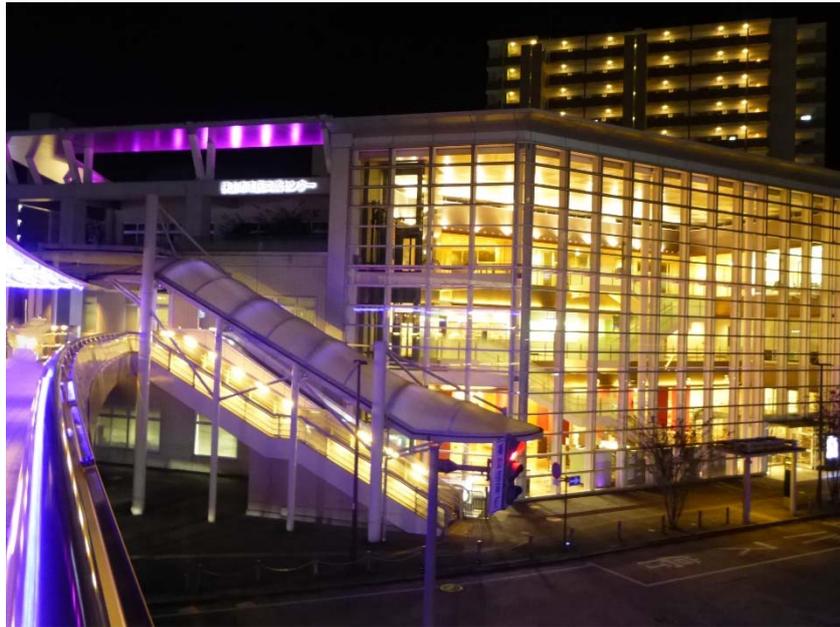
このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

パープル・ライトアップ運動

内閣府では、毎年11月12日~25日の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、全国のタワーや商業施設などで紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施しています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

狭山市のパープル・ライトアップ運動の様子（市民交流センター）



施策の具体的な内容

① 男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進

被害者にも加害者にもならないための教育・啓発活動をはじめとした、暴力を許さない社会環境づくりを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
79	DV 防止の啓発	暴力による人権侵害を防止するため、各種啓発資料による暴力防止の啓発活動と情報提供を行います。	男女共同参画センター 教育指導課
80	デート DV 防止の啓発	パネル展示や冊子・パンフレットの配布等により、中学生・高校生等若年層や保護者に啓発活動を行い、デート DV について、自分のこととして考える機会となるように努めます。	男女共同参画センター 教育指導課
81	DV 相談と連携した児童虐待防止体制の整備	DV・児童虐待防止への啓発及び研修等を行い、児童虐待の防止と早期対応につながる体制を整備します。	こども支援課 教育指導課
82	ストーカー行為 ^{*1} 防止の啓発	県や警察等の関係機関との連携に努め、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発活動を行います。	男女共同参画センター
83	【新規】 国や県と連携した啓発事業の実施	女性に対する暴力をなくす運動など国・県と連携した啓発活動を行います。	男女共同参画センター

② 各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に対し、継続的に啓発活動を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
84	各種ハラスメント防止の啓発	商工会議所と連携し、市民や事業所等へチラシ等を配布し、各種ハラスメント防止の啓発活動を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

^{*1} ストーカー行為
同一の相手に対し、「つきまとい等」の行為を繰り返して行うことをいいます。

施策2 相談体制の充実と被害者の安全確保

現状

本市では、男女間の暴力に関する相談の実施と啓発に取り組んできましたが、DV等相談の件数が令和元年度には200件を超えています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による、外出自粛要請等の影響により懸念されるDVの増加、深刻化に対応するため、令和2年に新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設しました。

また、ICT（情報通信技術）の進化やSNSなどの広がりに伴い、男女間の暴力の被害は多様化しています。

課題と取り組みの方向性

被害者が一人で悩んで抱え込むことがないように、相談しやすい環境づくりの提供と相談窓口の周知が必要であり、被害者が安心して相談できる相談体制の充実を図ります。

また、被害者の緊急を要する避難が必要と認められた場合には、関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保の支援を行います。

なお、DVは児童虐待と密接にかかわっていることもあるため、必要に応じて関係機関につなぐための連携を強化し、子供の安全確保を図ります。

施策の具体的な内容

① DV 相談体制の充実と機能強化

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
85	【新規】 相談窓口の周知	相談窓口について、男女共同参画情報紙のほか、広報紙・SNS 等によるあらゆる機会を捉えた周知を行います。	男女共同参画センター
86	女性相談窓口の充実	被害者が相談しやすいよう女性相談員による相談体制の充実を図ります。	男女共同参画センター 市民相談室

② 被害者の安全確保の充実

被害者の状況と意向に配慮しながら、関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
87	被害者の安全確保	被害者の安全確保を図るため、関係機関との連携を強化し、被害者の意思に基づいた緊急避難や一時保護等の対応を行います。	男女共同参画センター 関係課

③ 関係機関との連携強化と防犯情報の提供

ストーカー行為、高齢者虐待等の防止・根絶に向けた啓発の実施や関係機関との連携を強化するとともに、防犯情報を提供するなど暴力を許さない社会環境づくりを推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
88	庁内及び庁外関係機関との連携強化	DV 相談対応について、市役所庁内関係課及び警察、婦人相談センター等の関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につなげる体制を整備します。	男女共同参画センター 市民相談室 教育指導課
89	見守りネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会、要援護高齢者等支援ネットワークによる見守り体制の強化や、自立支援協議会における防止策の研究を行い、子供・高齢者・障害者への虐待防止や早期発見・早期対応のためのネットワークづくりを推進します。	こども支援課 高齢者支援課 介護保険課 障がい者福祉課 福祉政策課
90	防犯情報の共有と防犯活動の強化	防犯ネットワーク「アブック」、「学校応援団」、「PTA・教職員」など地域関係諸団体と連携し、防犯情報の共有化・防犯パトロールを行います。	交通防犯課 地区センター 地域交流センター 社会教育課 青少年課 教育指導課

施策3 自立に向けた支援体制の充実

現状

配偶者からDVを受けた被害者の自立を支援することは、被害者の保護の中でも重要な内容のひとつです。被害者の保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住居の確保や就労、子供の養育など、解決しなければならない様々な課題があります。

また、専業主婦やパート勤務の女性が経済的自立をしようとしても、安定した就労につながる資格もなく、また、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる経済的不況により、経済的な安定が見込めず悩んでいる方も少なくありません。

課題と取り組みの方向性

被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかにも就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を行う必要があります。被害者の状況に応じて関係機関との連携を行い切れ目のない支援を図ります。

また、被害者が同伴する子供の心理的ケアや就学等を確保するため、関係機関との連携を一層強化し支援体制の充実を図り、安定した生活を送ることができるよう、一人一人の状況や意向に応じた支援を行う必要があります。

施策の具体的な内容

① 被害者の自立に向けた支援体制の充実

被害者が地域で自立した生活を送れるよう、様々な支援を行います。

No	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
91	【新規】 庁内連携体制の充実	DV 被害者への支援体制の充実に向けて、庁内連携会議を開催し、課題検討、情報交換、研修等による連携強化を図ります。	男女共同参画センター 関係課
92	【新規】 自立に向けた生活の支援	DV 被害者の自立に向けて、個々に応じた手当や制度申請、手続き等の生活に必要な支援を行います。	男女共同参画センター 福祉政策課 生活福祉課
93	【新規】 心理的ケアの相談	精神的被害を受けた相談者の心理的なケアに対応する相談窓口を周知し、支援を行います。	男女共同参画センター 保健センター

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- DV やセクハラ等は人権侵害であり犯罪という認識を広げましょう。
- 被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関へ相談しましょう。

事業者

- 従業員のハラスメントに対する意識を高めるため、職場での研修や相談先の周知、啓発活動を行うなど、ハラスメントをしない、許さない職場づくりを進めましょう。

成果目標

基本方針	施策	項目	担当課	数値目標		
				基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成	1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 3 多様性の理解促進、人権の尊重 4 国際化に対応した男女共同参画の促進	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）	男女共同参画センター	69.8%	76.2%	80.0%
		男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数	男女共同参画センター	414人	34人※1	770人
		人権教育に関する事業への参加者数	社会教育課	4,070人	2,352人※1	4,800人
		性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）という言葉と意味を知っている人の割合	男女共同参画センター	—	65.1%	80.0%
Ⅱ あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進 2 働く場における男女共同参画の促進 3 家庭、地域社会における男女共同参画の促進 4 政策立案及び方針決定への男女共同参画の推進	保育施設待機児童数（年度当初時点）	保育幼稚園課	69人	19人	0人
		学童保育室待機児童数（年度当初時点）	青少年課	52人	55人	0人
		働き方に関する講座の参加者数	男女共同参画センター 産業振興課	57人	68人	80人
		認知症サポーター養成人数（累計）	介護保険課	6,993人	11,687人	17,687人
		審議会等における女性委員の登用率	総務課	28.8%	31.6%	40.0%
		市職員の課長相当職に占める女性の割合	職員課	6.2%	13.8%	15.0%
Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築	1 男女の生涯にわたる健康支援 2 地域・社会活動における男女共同参画の促進 3 防災における男女共同参画の促進	乳がん検診の受診率	保健センター	—※2	17.4%	22.0%
		健康づくり講演会の参加者数	健康づくり支援課	245人	—※1	250人
		地域活動・社会活動を「特にしていない」と回答する割合	男女共同参画センター	50.7%	50.0%	45.0%
		自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数	危機管理課	1人	—※1	20人
Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶	1 男女間のあらゆる暴力を許さない意識の醸成と体制づくり 2 相談体制の充実と被害者の安全確保 3 自立に向けた支援体制の充実	DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合	男女共同参画センター	58.9%	47.1%	60.0%

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止や制限を行った影響によるもの。

※2 対象者の要件の変更に伴い基準値は非表示。

